

## 2023年度10月入学者 入学料徴収猶予申請要領

### はじめに

(1) この申請要領及び申請書類は、日本人学生等用です。

・日本人学生等とは、申請者又は学資負担者のいずれかが、日本国籍を有する者、特別永住者、在留資格が「永住者・定住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等」である、学生をさします。

・日本人学生等用・私費外国人留学生用のいずれで申請すれば良いかがわからない場合（例えば、在留資格が「家族滞在」である場合や難民認定の申請中の場合など）は、申請受付期間前に学生課学生係に相談してください。

(2) 障がい又は病気・怪我等のために申請書様式に記入する事が難しい場合など、ご相談がございましたら 申請受付期間前にもって学生課学生係にお問い合わせください。

・申請者が視覚障がい者等である場合にかぎって、申請要領及び申請書類のテキストファイルを提供します。テキストファイルは、大学所定の書式によります。当該申請者については、電子ファイルで申請をすることができます。詳細については、申請受付期間前に学生課学生係に相談してください。

(3) 申請書様式に記入する際は、文字は連結せずに、一文字ずつはっきりと記入してください。文字が判読し難い場合には、書き直しをしていただきます。

### 1. 対象者

(1) 学部・大学院に入学する者で、経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者

(2) 学部・大学院に入学する者で、2022年10月1日以降本人の学資を主として負担している者（以下、「学資負担者」という）が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け入学料の納付が困難であると認められる者（その事実の確認できる証明書の提出が必要）

(3) (2)に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある者

### 2. 徴収猶予基準（1の(1)該当者）

(1) 家計基準

「東京外国語大学入学料免除及び授業料免除に関する選考基準」に定める家計基準によります。

(2) 学力基準（日本以外の高校や大学を卒業した者は、学力基準を満たしている者として取り扱います。）

大学院博士前期課程1年生 学部の成績で優・良が62%以上（母子・父子世帯は57%以上）

大学院博士後期課程1年生 前期課程の成績でAが62%以上（母子・父子世帯は57%以上）

### 3. 猶予期間

入学料の徴収猶予が許可された場合の最大の猶予期間は、2024年3月29日までです。

### 4. 受付期間・時間（厳守）

入学手続受付期間・時間と同じ（入学手続き書類に同封してください。）

※不備の申請書類は、原則として受け付けませんが、所得証明関係書類、成績証明書等、入学料徴収猶予申請時

(入学手続時)に提出ができない場合は、2023年10月2日(月)までに提出してください。(期限厳守)

※原則として本人又はご家族以外の申請は受け付けません。

※記載内容で不明な点がある場合、メールで問い合わせる場合があります。

## **5. 提出書類**

「入学料徴収猶予願」及び「入学料徴収猶予願」下部に記載した関連資料

## **6. その他**

学生課宛ての問い合わせは以下の要領で、メールで問い合わせること。

宛先：学生課メールアドレス [gakusei-kakari@tufs.ac.jp](mailto:gakusei-kakari@tufs.ac.jp)

件名：【入学料徴収猶予問い合わせ】受験番号〇〇〇〇〇〇 氏名

本文：【受験区分】学部 or 大学院

【問い合わせ内容】

2023 年 10 月入学者 学生課入力欄：入学後学籍番号：

日本人等 大学院生及び「高等教育の修学支援新制度」の要件を満たさない学部生用

年 月 日

## 入学料徴収猶予願

以下の理由により必要書類を添えて2023年度入学料徴収猶予を申請します。

所 属	学部生： _____ 学部 _____ 年 _____ 語・地域 _____		
	院 生： 博士前期 / 博士後期 課程 1年 _____ 専攻 _____		
フリガナ 申請者名		受験番号	
住 所			
連 絡 先	TEL _____	e-mail _____	
保証人 (学資負担者)	氏名： _____	本人との続柄： _____	TEL _____
保証人 住所			
入学料徴収猶予を申請する理由： _____ _____ _____ _____ _____			

以下の添付書類を併せて提出してください。(提出したものに☑を入れる)

同一生計の家族全員が記載された「住民票の写し」(マイナンバーが記載されないもの)

同一生計の家族のうち収入がある者について、2022年の源泉徴収票のコピー

(18才未満の者については提出不要です。申請者本人が18才の場合は、本人分も提出不要です)

(入学後に授業料免除を申請する場合、同様に源泉徴収票のコピーや住民票の写し、課税証明書等の提出が必要になります)

※入学料徴収猶予が認められた場合、2024年3月29日までに入学料を納付する必要があります。